

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

経済産業大臣 名

特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

第二条 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、特定計量器検定検査規則第三十一条及び第七十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 検定証印等が付されていない自動捕捉式ばかり（計量法第八十四条第一項（同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されたものを除く。）であつて、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号）附則別表第一号第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているもの又は特定計量器検定検査規則の

一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）附則第二条第一項の確認済証が付された自動捕捉式はかり（次項において「既使用の自動捕捉式はかり」という。）については、特定計量器検定検査規則第十三条第二項第二号の「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量）」を「検査目量」と読み替えるものとし、第七条及び第十五条の規定は適用しない。

2 既使用の自動捕捉式はかりに係る法第六十条第一項の経済産業省令で定める検定をすべき期間は、検則第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、二十日間とする。

○ 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）

改正後

改正前

<p>(出張検定等の旅費等) 第五条 「略」</p>	<p>(出張検定等の旅費等) 第五条 「略」 〔新設〕</p>
<p>2 研究所又は指定検定機関は、自動はかりの検定を受ける者に 対し、検定に使用する実材料及び疑似材料の準備及び使用後の 処理、並びに管理はかり及び試験荷重の搬送に使用する機器の 提供を求めることができる。</p> <p>(指定検定機関の試験の申請等) 第三十一条 「略」</p> <p>2 第三十条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一 条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の 規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図 その他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、 型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変 更を加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあつては 、第三十条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関 が指定するものを申請書に添えるものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(検定等及び型式の承認をすべき期限) 第七十一条 「略」</p> <p>2 前項第一号ハ（2）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわら ず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のも のに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技</p>	<p>2 前条第二項の規定は、法第七十八条第二項（法第八十一 条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の 規定により指定検定機関へ試験用の特定計量器及び構造図その 他の書類を提出する場合に準用する。この場合において、型式 の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を 加えて法第七十八条第一項の試験を受ける場合にあつては、前 条第二項各号に規定するものの範囲内で指定検定機関が指定す るものを申請書に添えるものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(検定等及び型式の承認をすべき期限) 第七十一条 「略」</p> <p>2 前項第一号ハ（3）、第二号ロ及び第四号の規定にかかわら ず、申請に係る特定計量器又は電気計器及び変成器が同種のも のに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技</p>

術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3 「略」

(表記)

第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(性能)

第二百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(検定公差)

第一百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(構造検定の方法)

第一百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に

術の導入がなされていることその他の理由により試験期間の延長を特に要するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して、六月を超えない期間とすることができる。

3 「略」

(表記)

第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(性能)

第二百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(検定公差)

第一百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

(構造検定の方法)

第一百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に

掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

(器差検定の方法)

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

(性能に係る技術上の基準)

第二百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

(使用公差)

第二百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次

掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(器差検定の方法)

第二百四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(性能に係る技術上の基準)

第二百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(使用公差)

第二百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(性能に関する検査の方法)

第二百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次

の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

三 自動捕捉式はかり 日本工業規格 B 七六〇七 (二〇一八)
附属書

の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

(器差検査の方法)

第二百十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一・二 「略」

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後	<p>附則 （検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証）</p> <p>第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。）</p> <p>（附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（法第八十四条第一項（<u>第八十九条第四項において準用する場合を含む。</u>）の表示が付されているものを除く）であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p>附則 （検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証）</p> <p>第二条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。）</p> <p>（附則別表の第一欄に掲げる特定計量器であつて検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあつては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。</p> <p>2 「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。